

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の
改訂（案）の概要について

1. 背景等

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改定の地方独立行政法人会計基準における適用については、逐次、必要な改訂が行われてきたが、セグメント情報等の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正が残された課題となっている。

また、地方独立行政法人の保有する固定資産のうち、特定償却資産以外の償却資産に係る固定資産の減損処理に関しては、減損が、地方独立行政法人の中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合に、損益計算には含まれず資本剰余金の控除項目として計上されるため、投下資本の回収計算に不整合が生じることとなっている。

なお、国の独立行政法人については、平成23年6月28日に独立行政法人会計基準の改訂がなされた。

2. 主な改訂項目

① セグメント情報の開示

現行のセグメント情報開示の基準の対応で十分であり、特に基準改訂は必要ないと考えられる。

② 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」への対応

企業会計における基準を導入することなく、現行の取扱いを継続することが適当である。ただし、定義規定の整合性を図るため必要な手当を行うことが必要である。

③ 非特定償却資産の減損処理

非特定償却資産の減損の会計処理については、中期計画で想定した業務運営を行っていたか否かにかかわらず、全て損益計算上の費用として計上する。

3. その他の主な見直し項目

① 行政サービス実施コスト計算書の表示区分に関する見直し

地方独立行政法人における実情を踏まえ、表示区分から「(控除) 設立団体納付額」を削除する。また、特定償却資産及び非償却資産の処分時に生じた帳簿価額との差額(資本剰余金のマイナス額)について、行政サービス実施コスト計算書における表示上の明確化を行う。

② キャッシュ・フロー計算書における寄附金収入の取扱いの見直し

すべての「寄附金収入」の表示区分を「業務活動によるキャッシュ・フロー」に統一する。

③ 有形固定資産の科目名(図書)について

図書については、教育・研究の基礎を形成するものであり、公立大学法人において統一的な取扱いを実施すれば足りると考えられることから、当該科目による有形固定資産の表示の義務付けを公立大学法人に限定する。

④ 公立大学法人が作成する附属明細書の追加について

公立大学法人が作成する附属明細書について、教育研究活動に伴う財務情報を補足するため、「寄附金の明細」、「共同研究の明細」、「受託研究の明細」、「受託事業等の明細」及び「科学研究費補助金等の明細」を追加する。

非特定償却資産の減損処理について

1. 特定資産と減損会計における会計処理の問題点

(1) 事例

公立大学法人の附属病院において、自己収入により購入した医療機器に減損が生じても、現行の減損会計の基準に従って会計処理する場合、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損であると認められる場合には、減損額は資本取引とされる。一方、減価償却費は費用となっており、当該併設病院の投下資本の回収計算の結果として算出されるべき損益計算が減損計上額分歪む（投下資本回収計算の視点からは資本剰余金が過小、利益剰余金が過大）結果となっている。

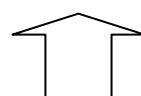
このように、投下資本の回収計算の観点からは、現行の減損会計の会計処理は、「減損が発生すればするほど利益が増加する可能性が存在する」という点で、ある意味不合理な事態を招来している。

(2) 現行基準の問題点整理

下表のように、中期計画等違反により生じた減損額か否か、特定償却資産か非特定償却資産かの別により、減価償却費及び減損額それぞれの取扱いを異にしている状態になっている。

表 減損処理区分

減損額の会計処理 特定の有無		中期計画等で想定した 業務運営を行った場合	中期計画等で想定 した業務運営を行 わなかった場合
		特定資産	減価償却 減損額
非特定資産	減価償却 減損額	損益取引 資本取引	損益取引 損益取引



どの部分の整合性・統一性を優先するか。

2. 対処方針案

(1)の事例にあるような非特定資産に係る投下資本の回収計算上の不整合を回避するためには、地方独法減損会計基準第6における「中期計画等で想定した業務運営を行ったか否か」の適用対象を、特定償却資産に限定するとの方法が適当か。

(参考)

○「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」(抄)

第6 減損額の会計処理

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額(以下「減損額」という。)については、次のように処理するものとする。

- (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。
- (2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。